

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

令和6年12月16日（月曜日）

厚生文教委員会

日時 令和6年12月16日（月曜日）午後1時30分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 議案の審査

第131号議案	「質疑・討論・採決」
第143号議案	「質疑・討論・採決」
第144号議案	「質疑・討論・採決」
第145号議案	「質疑・討論・採決」
第146号議案	「質疑・討論・採決」
第147号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（9名）

委員長	鈴木長良	副委員長	カークランド陽子		
委員	今泉吉孝	浅尾洋平	柴田賢治郎	山田辰也	長田共永
	中西宏彰	丸山隆弘			

欠席委員 なし

説明のために出席した者

総務部、市民協働部、健康福祉部の副課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 鈴木隆司 議事調査課長 阿部和弘 書記 高橋加奈

開 会 午後 1 時30分

○鈴木長良委員長 ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

これより、13日の本会議において本委員会に付託されました第131号議案及び第143号議案から第147号議案までの6議案について審査いたします。

6議案の審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第131号議案 新城市舟着地区コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例及び新城市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、第131号議案の廃止に関わることでお聞きしたいんですけど、まず、廃止の理由を伺います。

○鈴木長良委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤知代高齢者支援課長 廃止に至った経緯につきましては、新城市老人福祉センターは昭和49年の建設から50年が経過しており、老朽化と耐震性が問題で、公共施設の適正配置、総量縮減を図る新城市公共施設個別施設計画の第1期におきまして、機能移転、施設廃止の方向性の施設となっているためでございます。

以上です。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。50年たってる、耐震がというところのことだと思います。

こちらは、地元との話し合い、廃止への理解がされているのか心配されるところなんですけど、滝川議員の質疑のところでも言っていたと思うんですが、団体の方とは話し合い等してきているということであるんですが、その団体の方々、クラブの方やゆうあい大学の皆さんとか、スポーツ部とかあると思うんですが、

これが今回廃止になることで、利用していた方々の団体の代替案というか、その施設、次はここを使ってくださいというようなものはこぼれなくなっているのか、その代替地等がどういったところになるのかそこら辺を教えてください。

○鈴木長良委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤知代高齢者支援課長 代替施設につきましては、主に新城市いきいきライフの館を予定しております。そのほかに、貸館を有しております文化会館、市民センターほうらい、社会福祉協議会等を予定しております。こちらから御提案をいたしました。

以上です。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。いきいきライフの館、文化会館、社会福祉協議会のところということで。それらの代替の場所で使ってくださいということで、主な老人クラブ連合会の方の総会だとか、各部とか、いきがいクラブの方々等は漏れなく、今回廃止したとしても、次の代替地のところで利用は続けていけるという、漏れずになつてるという理解でいいのか伺います。

○鈴木長良委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤知代高齢者支援課長 新城市老人クラブ連合会につきましては、年度末をもって解散となりますのでその心配はないかと思えます。

そのほかのクラブ活動等についても代替案を御提案しておりますので、全てのものが今、決まったわけではないですが、順次、決まっていくと考えております。

以上です。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

あとは、市民の方の声も聞きますと、なかなかやっぱり高齢者の方が運動をする場所がどんどん最近なくなっていると。そこら辺で、この新城市のまちづくりというのが、非常に

冷たい感じがするということで、こういった利用する、健康になりたいという老人の方々の思いを酌み取っていけるようなまちづくりというのが必要だろうと思っているというところなんです。

今、団体の方々は分かったんですが、こちらの3,540名ほど今回も利用者がある中で、個人利用をされてるという方については、どういった代替案というか代替地というのは説明されているのかというところがちょっと心配になりましたので、伺いたいと思います。

○鈴木長良委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤知代高齢者支援課長 個人利用をされている方というのが、基本的にはあまりいなくて、しいて言うならばヘルストロンの御利用者が個人利用しているかと思います。その方々に関しましては、大体3、4人程度の方が常連さんで、ヘルストロンを利用していると把握しておりますので、個別に、施設の担当者からお話を差し上げております。

以上です。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 じゃあ、このヘルストロンの利用者、720名という、延べだと思うんですが、その人数はそんなにいないというか、2、3人というところなんですか。あとはそういった個人利用する人というのは、ほとんどいないという理解でいいのか、その辺のところを伺いたいと思います。

○鈴木長良委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤知代高齢者支援課長 既に資料提供させていただいたものにつきましては、延べ人数になっております。ほかに利用されている方も、木曜塾のついででしたりとかクラブ活動のついでにお越しになっている方々がほとんどでして、ヘルストロンだけを目的にいらっしゃってるという方は3人から4人となっております。先ほど申し上げましたとおり、個別に御案内を差し上げているというところと、あとヘルストロン自体が、ちょっと器具

が古くなっておりまして、保守期間もこの年度末で終わってしまうものですから、そういった意味でも継続の利用が難しいと考えております。

以上です。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、実態としてはほとんどが個人利用ではなくて、クラブだとかそういった団体の人が老人福祉センターを使っているという実態ということでいいのか伺います。

○鈴木長良委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤知代高齢者支援課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。
丸山委員。

○丸山隆弘委員 まず最初に、コミュニティ・センターの廃止、それからあと老人福祉センターの廃止ということになってるんだけど、これどっちが先、コミュニティ・センターが設立されてから、その後、老人福祉センターが乗ってきた、かぶさってきたという流れなのかなとちょっと感じてしまうんだけど、流れを教えてください。

○鈴木長良委員長 牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長 昭和49年に、老人福祉センターが建築されました。それで、老人福祉センターの設置管理条例が、同時に昭和49年に第38号で付けられまして、昭和51年に舟着地区コミュニティ・センターの設置管理条例が設けられたということで、その後、合併によって組織機構順と言ったらいんでしょうか、その順番でいったときに、当時、企画部になったと思いますけども、舟着地区コミュニティ・センターが先になったので、この順番で条例の廃止の議案を出させていただいたという流れになっております。

以上です。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 確認です。老人福祉センタ

一のほうが、条例上、早くできたということなの、建設も含めて。

○鈴木長良委員長 牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長 老人福祉センターとして建物を建築されて、設置管理条例がまず老人福祉センターでできて、そこで、コミュニティを進めていきたいと思いますということで、条例が昭和51年にできたという流れです。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 となると、コミュニティ活動そのもののいろんな事業が、当時、昭和の50年代初期ぐらいからですかね、全国的に活発化がされてきて、それで舟着地区のみがコミュニティ・センターとして位置づけされたという経過なのかなと思うんだけど、その辺のいきさつどうなってるのかなと思うんですよ。

要するに、舟着地区のコミュニティ・センターも兼ねてるものですから、その辺の流れ、地域としてどういうふう to 受け止められておるのか。代替施設の、代替というか、地域の代わりの施設は当然あると思うんですけども、構造改善センターとかなんかいろいろたくさん施設ありましたよね。そういうのを活用されるかなと思うんですが、実際どうなんでしょうか。

利用率をちょっと見ますと、一番下のコミュニティの利用というのが載ってるんですけど、数人単位で、回数が多くても30人から40人ぐらいという、その辺も含めてちょっと教えてください。

○鈴木長良委員長 牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長 おっしゃるとおり、旧の新城市のときになるかと思いますが、舟着地区のコミュニティの推進を図るためにここが指定されて、コミュニティ活動が始まったと聞いております。

実際のところ、今、ここ近年なんですけども、老人福祉センターを、この舟着地区のコ

ミュニティでそれではどれだけ使ってるかというふうなお話になってくるかと思うんですけども、今こちらで確認できる資料としていただいているのは、実際のところ舟着地区コミュニティの総会を開催されておるというような状況でして、平成31年で総会で1回、令和2年は恐らくコロナだったと思うんですけども使用されておらず、その後も令和3年、令和4年、令和5年と総会のみ使用になっておる状況で、その総会にも実際のところは30人程度の出席がされておるということで聞いております。

以上です。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 今、確認させていただきました。

それと、あと老人福祉センターを活用する場合の送迎バスって、確か、過去、今はないのかな、送迎バスがあったんではなかったかね、どうでしょう。

○鈴木長良委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤知代高齢者支援課長 送迎車でございます。今、クラブ活動で、申込みのときにバスを利用の有無を聞いておりまして、そこでバスの希望があれば送迎をしております。

以上です。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 今後、廃止された以降をどういうふう to 利用されます、そのバス自体も含めて。

○鈴木長良委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤知代高齢者支援課長 すいません。バスと申し上げましたが、人数が非常に少なくて、今、1人2人の利用になっておりますので、一般的な乗用車で送迎をしております。

廃止に伴いまして、それも同時に廃止という形になります。

以上です。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 代替としていきいきライフ

の館を利用するということですので、その辺、今後の活用にしては、ある面必要なと思うんですが、送迎の車、送迎のバスというか、どの程度乗れるものかちょっと分かんないですけども。

その辺も話合いの中で済んでおるわけですかね、7月に行われた会議の中では。

○鈴木長良委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤知代高齢者支援課長 送迎に関しましては、7月に行いました説明会の中ではお話は出なかったというのが実情です。

どこで高齢者が活動するにしても、なかなか足の問題というのが非常に課題でありまして、今後、考えていかななくてはいけないところだなとは思っておりますが、老人福祉センターを廃止することによって廃止になる送迎車のことにつきましては、また、今後、検討していきたいと考えております。

以上です。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 いきいきライフの館の規則を見ると、項目として載ってるんですよ。老人福祉センターからの利用、受入れに対する送迎者の受入れ、申込みとかも細かく載ってたんですよ。今後、見直しをされていくと思いますので、その辺をチェックしておいてください。

○鈴木長良委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤知代高齢者支援課長 すいません、丸山委員に反問権、よろしいでしょうか。

○鈴木長良委員長 はい。認めます。

○後藤知代高齢者支援課長 すいません、規則の何条か、今、お分かりになりますでしょうか。

すいません、ありました。様式の中に、バス利用の件が書いてありますので、これに伴いまして規則の改正を行う予定にしております。様式の中のバス利用、送迎車の利用のところを外す予定でおります。

以上です。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 外すのではなくて、運用を図ったほうがいいと思うんですよ。距離的にも、また違った局面にあるもんで、環境的にはすごく中心部のあちらのほうだから使いやすくなるのかも分かんないですけど、その辺もできたら、できる範囲の中で活用できるような方法が取れるのかなというところにちょっと疑問があったもんですからね。廃止に伴って、また逆にいきいきライフの館を中心にされるんだったら、ある面交通の便に、便利を来すような、利便性をよくするような方向で取っていったほうがいいのかも思ったもんですからね、今後の検討ということで理解してよろしいですかね。

○鈴木長良委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤知代高齢者支援課長 ありがとうございます。職員の配置等いろんなところが絡んできますので、少し検討の時間をいただきたいと思います。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。

柴田委員。

○柴田賢治郎委員 ヘルストロン、この施設の大変、代表的なというか、特徴的な施設だったのかなと思います。

先ほど保守期間が終わるということ言われてたのですが、民間への譲渡とかそういうことが可能なものなのか、聞かせてください。

○鈴木長良委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤知代高齢者支援課長 条例の廃止後、中にある備品等、ヘルストロンの機械も含めて、片づけといいますか処分の方角にしています。その途中で、どのようにその備品等を、市の財産でもありますので、その中で少し検討してまいりたいと思います。

以上です。

○鈴木長良委員長 柴田委員。

○柴田賢治郎委員 保守期間が終わるということで、民間で降りて使えるかどうかという

そこはまた問題があるかと思いますが、民間のほうに、サービス2、3名の方もおられるなら、そういう方に貸与したと思えば、そういう民間の方にとってもいいのかなと思いましたので、よろしく願いしたいと思います。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。
浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ちょっと今の質疑等、聞いてなんですけど、廃止になって、その代替的には、言ったようにいきいきライフの館が中心になっていくのかなという思いがあるんですが、こういったある意味、都会のほうの施設、このいきいきライフの館や文化会館や社会福祉協議会の中の会議室等を使いながら、こういった今までどおり使っていけるという体制が整ったという中で廃止という理解でいいのか、もう一度教えてください。

○鈴木長良委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤知代高齢者支援課長 廃止にしました理由につきましては、先ほど言いました老朽化と耐震の問題ですが、それをこなすと言いますかスケジュール的にやっていくに当たって、代替施設の提案ですとか、御利用者様に御説明を差し上げて御理解をいただいているということでございます。

以上です。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。私がちょっと危惧というか心配するのが、こういった施設というのはやっぱりお年寄りの方が外に出て生きがいとして、体を動かして健康を保ちたいという方が多いと思うんですね。そういうために、この施設も、50年前ですけど、つくったんだろうと思ってるんです。

ですから、やっぱりこれがなくなってしまうと、その憩いの場所がなくなってしまうと、外に逆に出れなくなる老人が増えるんじゃないかというところがとても心配する視点になっていまして、ですから、今回、老朽化で廃止ということになるんですけれども、その代

替案としての機能として、いきいきライフの館でできますよとか、あと文化会館でもできますよ、そういった手配を皆さんがしているというところによって、廃止しても今までどおり御老人の方が体を動かしに、いきいきライフの館に行けるようになっていきますよ、そういうフォロー、受皿はできてるよというところが安心感として、議員としては知りたいところだったもんですから、そういう体制に今なってるよという理解でいいですかという思いなんですけど、そこを教えてください。ということと、あとはこういった大きな変わっていくということになりますので、周知、いきいきライフの館でこういったところができるようになりますよとか、今後のことだと思いますが、そういった周知も含めて対象者の方には広く市民に伝えていくということも必要かなと思うんですが、そこら辺もし認識を教えてください。

○鈴木長良委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤知代高齢者支援課長 現在、利用されている方につきましては、先ほど来、御答弁させていただいておりますが、個別に代替施設等に御案内をしております。

そして、この年度末をもって廃止することとも御周知も差し上げておりますし、地域の方々にも御説明を差し上げております。

高齢者の生きがいの施設につきましては、この老人福祉センターだけではなくて、ほかにもミニデイですとか、いろんな活動を地域の公民館等でこれとは別に、していただいているところがありますので、高齢者の外出先という意味合いでは、十分とは申し上げにくいですが、代替ができていますと考えております。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第131号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第143号議案 新城市しんしろ福祉会館の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

丸山委員。

○丸山隆弘委員 指定管理候補の選定結果ということで資料に載っておるんですけども、7人の審査員200点満点で合計1,400点中1,083.75点ということになっております。以降の条例も関連してくるんですけども。

これに対して7人の方、改めて本会議質疑の中では明らかになったかも分かりませんが、この審査される方々、メンバー公表とかそういうことは言いませんけれども、役職も含めて答えていただければと思います。まず確認したいと思います。

○鈴木長良委員長 生田福祉課副課長。

○生田智之福祉課副課長 役職とかはちょっと答えられないんですけど、新城市指定管理者選定審議会条例第4条に決めがあるとおろ、学識経験を有する者、それから副市長、それから市職員のうち課長以上の者と決められております。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。ちょっと確認させてもらいました。

すいません。見るとこ間違えました。1,400点中962.5点でしたね、すいません。間

違えました。しんしろ福祉会館の関係、その次をちょっと先に言ってしまったものですから訂正します。

要するに、社会福祉協議会が候補者として決定されたという経緯がありますけれども、この点数表というんですか、配点表を見ますと、ここから減点法で指定管理を選定するにやっていくようでありましてけれども、どういうところをポイントにされているのか、非常にちょっと、何て言うかな、私の目からすると、全て満点でもいいんじゃないかなという気もいたすんですけども、その減点するポイントというのがどういうところなのか。過去の前例、今まで指定管理を社会福祉協議会にした中で、どういう点がちょっとまずかったかなというような点があつてマイナスにされたのか、マイナスといいますか、このABCDEの採点評価基準からBにしたのか、Cにしたのかというところがちょっとあるんですね。

何か目立つような、こういう1,000点を割るようなポイントというものが何かあったのかどうか。あくまでも選定基準で、なかなかそのところは内容まで審査員によって見解が違ふと思いますから、あなた方が答えようとするのは難しい面があると思いますけれども、1,000点を割るというのは、私にとってはすごく非常に残念な結果でもあるし、満点に近い数字が出るのかなと、私は感じたんですけども、その辺の評価というのはどうなんでしょうか。担当部署としてはどのようにお考えなのか含めてお願いします。

○鈴木長良委員長 生田福祉課副課長。

○生田智之福祉課副課長 委員さんが7名いるものですから、高くつけていただく委員さんもおるし、低くつけていただく委員さんもあるので、一概にどこがまずかったというのはちょっと言うのは難しいかなとちょっと思ってます。

以上です。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 評価基準というのがありますね、この評価基準のところに係数を掛けて、1,400点から減っていくという状態なんだけれども、ABCというのは期待できる部類の中に入っているんですよ、評価基準の中のABCというのは、Cは提案内容の効果がある程度期待できるという期待に対して0.5掛けてしまうんですけれども、そうやってかなり点数が減っていったってしまうという経緯もあるんですが、ABCについては期待しますよ。DEについては、かなりちょっとこれは憂慮すべき点があるんじゃないかというような内容の基準になってる。

この辺のこの5段階で基準を設けて、評価していくというのは非常に何か厳しいというか、何て言うんですか、冷たいと言うか、悪い言葉で言うと。もう少し、何かいい採点方法がないのかなというような気もするものですからね。

あくまでもこれ、半分以上でしたかね、700点以上が合格ラインというんですか、選定ラインになってくると思うんですが、そこんところも含めて、1,000点を切っちゃったというのは、そうそう、私、今までなかったような気がしたものですから、ちょっと感じましたので、どのように全体的に見て評価されるのか、確認したいと思います。

○鈴木長良委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 審査項目につきまして、先ほど答弁の中でもありましたとおり、なかなか点数をつけるという観点が、委員7名において、やっぱりいろいろな人によってちょっと捉え方が違うところがあるのかなと思います。

そんな中でも、この項目の中の1番の施設運営の基本的な考え方とかいう中の(1)番、例えばですけども、指定管理を希望する理由とか、管理、理念、方針、こういったところにつきましては、多くの委員、6名の方がB

評価をつけておったりですか、A評価をつけるというのはなかなかちょっとばらつきがあるんですけども、それ以外にも、大きかったのがB評価をつけられてるという方が、2番目の施設目的を最大限発揮するための対応という中において、提案する事業内容、それから、地域・ボランティア・福祉団体・関係機関等との連携と、こういったところにつきましては、4名の方がB評価をつけられてるというようなことになってございます。

それから、施設を運営するに当たりまして、様々な観点から職員の資質の向上、それから、利用者や家族のニーズの把握、それへの対応方針、苦情処理、そういったところが、こちら4名の方がB評価というのをつけていただいとるということで、一概になかなか個人差もちょっと出てくるものですから、そこら辺はそれぞれの委員さんが感じ取られた点数の中で評価をつけられて、ABCでいいというのをつけられてるという認識でおります。

以上でございます。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。あと、選定される審査されるメンバーの方々をお決めになるに当たって、逆にどういう基準でその審査員を選ばれるのかも含めてお願いします。

○鈴木長良委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 委員さんの審査基準ということでございますが、先ほどもちょっとありましたとおり、根拠になっておるのは、指定管理者選定審議会条例の第4条が根拠になっております。

その中で、副市長が筆頭で会長ということもその条例の中に書いてあるわけですが、この中で学識経験というところですよ。これ何かと具体的に言いますと、財務状況がどうなんだというところを見れる方でないといけないということがございまして、ここはそういった税理士の方に入っていていただいております。それから、市職員のうちの課長以上の者とい

うことでございますけども、こちらにつきましては、公の施設という施設管理全般を持つ部分としては総務部ということですので総務部長、それから、施設を所管する部長さんというところで担当の健康福祉部長、それからあと委員さんになりますけども、そちらの委員さんにつきましては、こういった福祉施設の事柄が分かる委員さん、こういった方を選定しております。

以上でございます。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。
浅尾委員。

○浅尾洋平委員 この選定状況のことなんですけど、応募してくれた会社は何人いたんでしょうか。これはもう候補者で社会福祉協議会1者しか公募してなかったのか、それとも幾つかあつての点数で決めたのか、そこら辺の状況を教えてください。

○鈴木長良委員長 生田福祉課副課長。

○生田智之福祉課副課長 新城市社会福祉協議会の1団体のみです。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。
山田委員。

○山田辰也委員 大体ここは、エントリーしてくるのは社会福祉協議会だけだと、私、思ってますけど、これ、かなり前からこの1者だと思うんですけど、過去には他の会社、他の参入、これの話とかそういうエントリーには過去にはほかのところは採点のところに入ってきたことはあったんでしょうか。

○鈴木長良委員長 生田福祉課副課長。

○生田智之福祉課副課長 私の記憶では、社会福祉協議会のみと認識しています。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。
〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第143号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第144号議案 新城市西部福祉会館の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

丸山委員。

○丸山隆弘委員 先ほどの件で、山田委員からも質疑があった関係で、選定方法と言いますか、これ公募で行いましたね、これについて。

○鈴木長良委員長 生田福祉課副課長。

○生田智之福祉課副課長 公募で行いました。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。
山田委員。

○山田辰也委員 丸山委員の質疑と関連してくるんですが、満点1,400点うち1,083点という評価が出てるんですが、先ほど言ったように、応募団体は1者しかないということなんですけど、今後そういう団体が出てくるとは思われないんですけど、それに対しての点数が低かった点についての評価というのは、どのような評価だったんでしょうか。

○鈴木長良委員長 生田福祉課副課長。

○生田智之福祉課副課長 私的には、そんなに低かったという認識はないです。

○鈴木長良委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 この配点、審査項目がありまして、いわゆる様々な考え方というのが施設に応じてあるかと思います。そういった観点の中から、配点を、ここの項目、大きな1番については、配点何点がいいのか、それから2番の審査項目につきましては、全体

で、全体と言うか個々に何点がいいのかと、そういったところを議論させていただきまして、微妙にと言いますか、施設によってそう多くは違いませんけども、この配点が多少数字が違うというようなところもございます。そこに対して、A評価なら掛ける1.0、Bなら0.75という形で点数を弾いていく仕組みになっておるものですから、そういったところで、我々が思ったここは高く評価が欲しいなという部分において、思ったよりそこが伸びてなかったのかなという観点もあるのかと思っております。

以上でございます。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。
浅尾委員。

○浅尾委員 この選定の中で、配点表という形で1,000点以上あったということで理解をしたんですが。

ちょっと教えてほしいんですけど、この配点表だけでこういったものというのは理解をしていくというか判断していくというものなんでしょうか。

というのは、コメントだとか自由意見で、課題だとか、問題というのはこういうところがあるんじゃないかというようなものというのは付けられてないのか伺います。

○鈴木長良委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 今の観点に関しまして、こうしたほうがいいんじゃないかというところではないんですけど、各委員に答申を出すに当たって、こういった形で答申を出したいという形で各委員には出させてもらってるんですが、公にはなってございません。

その中で、悪い点というよりかは、逆に今回の審査に当たってよかった点といいますか、こういったところが高く評価された、視点としては、今、言われた逆の部分にはなるのかなとは思いますが、いい点につきまして、拾って付議事項として答申に載せさせていただいておるということでございます。

以上でございます。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。
〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第144号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第145号議案 新城市もくせいの家ほうらいの指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

丸山委員。

○丸山隆弘委員 これは5年間の指定管理ということになっております。過去を遡りますと、もくせいの家ほうらいについては10年間という、たしか合併以降の中であつたかと記憶しているんですけども、今回の前は5年間でありましたが、その前ぐらいかな、やっぱり10年までは一応対応できるということもありますし、特殊なもくせいの家ほうらいを管理されている方々、いろんな技能を発揮していただいておりますから、できれば長くしてもよかったのかなというような感がするわけでありますが、この辺のところの考慮というのはどうなんでしょうかね。

○鈴木長良委員長 生田福祉課副課長。

○生田智之福祉課副課長 指定管理を10年程度とした場合、サービスの安定的な提供とか、経営の効率化というのが期待できるわけなんですけど、適切な管理がちゃんと行われてい

るかかどうかというのを見直す機会を設ける必要があると判断しまして、現在の指定管理の指定期間を前回と同じ5年とさせていただいております。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 過去、先ほど言いましたね、10年ぐらい長かった時期があったと思うんですよ。その辺は分かりますか。

○鈴木長良委員長 生田福祉課副課長。

○生田智之福祉課副課長 10年という認識はしてないです。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。
山田委員。

○山田辰也委員 丸山委員の質疑に関連するんですけど、ここは満点中1,008点。点数については、私たちだとちょっとはつきり分からないんですけど、公募の形としては、非公募となっているんですけど、この非公募になっている理由について、お願いします。

○鈴木長良委員長 生田福祉課副課長。

○生田智之福祉課副課長 もくせいの家ほうらいは、鳳来町手をつなぐ育成会、この活動を支援するために建設された施設でありまして、過去の経緯からほかの団体が管理、経営するということが馴染まず、また、これまで適切な管理運営が、もくせいの家ほうらいでされていることから判断しまして、任意指定とさせていただいております。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第145号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第146号議案 新城市いきいきライフの館の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第146号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第147号議案 新城市鳳来高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第147号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもって、厚生文教委員会を閉会します。

閉 会 午後2時17分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 鈴木長良